



安心の広場

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット
理事長 豊留 一

福岡本部 福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号
〒810-0073 サンハイツ舞鶴306号
TEL092-737-2345 FAX092-737-0500

筑紫出張所 筑紫野市二日市中央5丁目3番16号
〒818-0072 丸明ビル106号
TEL&FAX092-921-2130

宗像出張所 宗像市東郷2丁目1番43号
〒811-3436 櫻井店舗101号
TEL0940-72-1104 FAX0940-72-1105

NPO法人熊本 熊本市中央区上林町1番28号
〒860-0847 上通センタービル305号
TEL096-288-3292 FAX096-288-3293

NPO法人久留米 久留米市城南町16番5号
〒830-0022 二宮ビル103号
TEL&FAX0942-27-6122



Fukuoka

kurume

Kumamoto

住みなれた街でずっと暮らすために

目次	理事長 新年の挨拶	— 2頁	創立以来二十年間、又は最近五年間の事件数・事業収入などの動向	10頁	
	広場に寄せて	— 3頁		事件処理数	— 12頁
	創立二十周年に寄せて	— 3頁		新会員獲得&告知板	— 12頁
	トピックス	— 9頁			
	プロジェクト関連	— 10頁			

新年の挨拶

NPO法人高齢者・障害者
安心サポートネット

理事長 豊留 一



安心サポートネット
グループの皆様！
明けましておめでとう
ございます

昨年は、安心サポートネットグループに激震が走りました。成年後見の活性化を目指して安心サポートネットグループを創設し、二十年率いていただきました森山彰理事長が四月二四日に永眠されました。

その後、理事会で私と樋口健児会員が理事長、副理事長に選任されました。全く心の準備がない中での選任で戸惑うことも多々あり

ましたが、重要な案件は二人で合議して対応・処理して参りました。私にとりましては、この八ヶ月間は目の回るような多忙な日々でした。改めて、森山理事長の偉大さを実感しながら業務をしております。

森山理事長は、**地域後見の実現**のために宗像地区市民後見人育成研修の準備をして亡くなられました。育成研修は六月八日にスタートして十二月二日に五十時間の研修が無事終了しました。三九名の市民後見人候補が誕生しております。今年は、宗像エリアの当法人会員及び育成研修終了者の有志の皆さんを中心に市民後見NPO設立準備会を立ち上げて宗像地区市民後見NPOの設立を目指すことになりました。当法人としましては設立のために最大限の支援を行いたいと思っております。

さて、令和六年度も八ヶ月が経過しております。令和六年度事業計画の取り組み状況を振り返って見たいと思います。私が、日々の業務の中で最も注力しているのが無料相談会の実施、

任意後見移行型の契約締結、遺言作成支援及び遺言執行受任、遺言執行等です。当法人は独立型NPOですので、事件の受任が無ければ先々当法人の後見活動が維持できないこととなります。五月～十一月の実績を見ますと昨年度並みの結果になっており少しほっとしているところです。

当法人は、今年度重点目標を三つ掲げております。

第一は任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備・拡大です。特設相談業務の業務改善には苦慮しておりますが、任意後見研究会が中心になって「移行型締結システム」の理解とノウハウの取得・習熟に努めているところです。

第二は人材の確保と育成です。森山理事長が最も力を入れておられたのは「後見人実務研究会」でした。今年度の研究会は全員参加型を打ち出し、事案によつては外部講師もお願いして実務に即した実務研究会を行っております。より実践的な内容にするこ

とで職務担当者の後見マインドの涵養、実務対応力のレベルアップを図り、ひいては**身上保護重視の後見**の充実に役立ちたいと思います。ぜひ会員の皆様には実務研究会への参加をお願い申し上げます。

第三は地域後見の推進です。令和五年八月に誕生した「NPO法人成年後見安心サポートネット久留米」に対しては、無料相談会への参加、事件受託・処理指導を行っております。宗像地区の市民後見人育成研修は先に述べたとおりです。久留米、宗像地区については、今後地域に根差したNPOとして行政との協同への働きかけを図っていく必要があります。

また、当法人にとりまして緊喫の課題は新規会員の獲得です。ご承知のとおり当法人の会員の平均年齢も上がってきております。十二月の理事会では、新規入会の勧誘をしやすくするために、入会時には入会金一万円のみにいただき、初年度の会費は

免除することに決議しました。新しい会員の方にお入りいただくことで当法人の活性化が図れますので、是非新規会員の獲得活動にご協力下さい。

今年も、会員の皆様には当法人の活性化に絶大なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

「基本理念」

○地域後見の実現

○身上保護重視の後見

「活動指針」

(一)個人の尊厳の保持と自立の支援

(二)ボランティアを視野に入れた非営利活動

(三)ネットワークを活用

(四)公的サービスを分担

「文化」

第二〇市民後見人として

自己研鑽・鍛錬

第二〇支え合いによる共生社会の実現

第三〇ニーズの把握と

スピード感による

適切な対応

広場に寄せて

「医療現場からの
地域共生社会実現
に向けて」

御所ヶ谷ホームクリニック

院長 田中 耕太郎



創立二十周年まことに
めでとうございます。

森山理事長を始め、法人の設立、運営に携わられた多くの方々のご苦勞に心から敬意を表します。森山理事長にお誘いいただいてから私も長年理事職をさせていただいていますが、設立当初の理念の通り多くの市民後見人を育成され、国策である地域包括ケアの実現に向けて地域社会の下支えをしてくださった当法人の活躍を実際に拝見させていただくことができました。

当初から市民後見人の必要性が多の方に知られていたわけではありませんでしたが、当法人の存在意義を早い段階で見抜かれ、困

難な中でも着実に法人としての地歩を固めていかれた理事長の慧眼に改めて感服せざるを得ません。

さて今回の私に与えられたテーマは医療現場と成年後見制度の関係をご紹介することですので、医療者としての私の目から見た成年後見制度について書いてみたいと思います。

医療の現場において痛感する後見人の必要性

当法人が設立された当時はわが国で介護保険制度が誕生したばかりの時期で、団塊の世代が後期高齢者になる二〇二五年問題が話題として大きく取り上げられていました。しかし、もうその二〇二五年は今年に迫っています。当時予想されていたように少子高齢化が進展しましたが、予想以上に深刻な問題として浮き上がってきたのは認知症高齢者と独居高齢者の増加の問題でした。医療現場でこの問題がどのようにならわれてくるか見てみましょう。

ある日の外来に娘さんが独居のお母さんを連れて来院されました。娘さんは普段はフランスに居住していて家庭もあります。日本には年に一、二回帰国していましたが、最近電話での会話を通して母親のものの忘れについて少し気になってい

ました。自宅で母親と数日過ごすうちに、症状が尋常ではないことがわかりました。ものをなくしたり、約束を忘れるなどの症状がひつくりするほど進んでいたのです。認知症ではないかと心配になり受診されたのでした。診察の結果母親はアルツハイマー型認知症で、独居には手助けが必要な状態でした。娘さんはずっと日本にいるわけにもいかず、慣れない外国に母親を連れて行くこともできません。すぐにケアマネジャーを紹介し、介護保険の手続きを開始したわけですが、認知症の症状は進行性なのでいつ状態が変化するかかわかりません。急な入院が必要になることもあり、便秘など病状が変化する度に内服薬の変更をしなければならなくなる可能性もあります。インフルエンザのワクチンの時期になっても、打つていいかどうか本人の判断力が低下していた場合、そんなことも簡単にできません。フランスにいる娘さんとメールのやりとりだけで、認知症初期の微妙な状況乗る切れるか、医療者も介護者も不安でいっぱいになりました。しかしこのケースではまだ娘さんがいるだけです。実際は判断できる家族がいないケースも多くあるのです。

このようなケースに出会った時に頼りになるのが後見人です。後見人がついていると、簡単なことでも本人の代わりに判断してくだされいますから、意思確認の作業がスムーズにできます。特に療養の現場では、法的な問題でなくても生活に関わる判断がその場その場で必要になります。部屋の模様替え一つをとっても、意思確認が必要になるのです。全てとはいいませんが、弁護士や司法書士が後見人になられていると、なかなか現場に顔を出してくだされず、私たちに判断を丸投げされる方を多く見かけます。療養の補助までを後見人の責務と考える和生活全般にわたるので面倒です。書類だけで済むものではないので手が回らないのだと思います。そんな時、たとえ医療介護の知識がなくても、家族の目線で療養のことを親身になって考えてくださる市民後見人は私達、医療人、介護職員にとつてとても頼りになる存在だといえます。

当法人の努力の甲斐があり、市民後見人はだいぶ知名度を得てきました。今後多くの市民後見人を育成し、地域包括ケアの実現に貢献いただきたいと願っています。

創立二十周年 に寄せて

被保佐人の
生活保護申請
手続きについて！

正会員 石橋 博

私は、今は亡き森山理事長の依頼により、統合失調症（障害等級二級）と難病に罹患している四十歳代の被保佐人、当法人を保佐人とする法定後見制度の職務担当者になる機会があり、財産管理の一環として、生活保護を受ける経験をしましたのでご紹介します。

被保佐人の家族構成は、八十歳代の父母と被保佐人の三人。被保佐人は両親とは別所帯で、一人での借家住まいでした。被保佐人の収入は、父母も年金生活でしたので生活費の援助は期待できず、障害年金と就労支援B型での収入のみで、社会保険料や病院代等の支出を考慮すると、私が職務担当を受けた当初は収入と支出のバランスが大きく不安定で、報酬受領もままならぬ状態でした。

私は保佐活動を始めるにつき、私が最初にすべき仕事とは何か、自分なりに真剣に考えました。その結果、本人の置かれた諸状況を見て出した答えは、被保佐人が生活の質を落とさず人並みの安定した生活をしていくことができるためには、現状では収入を増やすことは無理でしたので、支出を抑えること、そのためには生活保護の申請をし、生活保護の支援のみならず種々の助成を受けることだと考えました。

ただ、そうはいっても、生活保護が認められるには、いろいろな条件がありますので、私は、被保佐人に対し、万一、生活保護申請が認められなかった場合には、家賃、食費等の大きな支出を見直さなければいけないので、一つは、現在入居中の借家から精神障害者グループホームへの転居を考慮せざるを得ないことと、二つは、申請手続きに要する費用や経費は私が無償で提供するため、生活保護申請が認められなかったとしても、今後の私の保佐活動に協力していただきたいことについて、被保佐人から協力する旨の約束を得ました。

私は、故森山理事長に以上のことを報告し、生活保護申

請を行うことについての了解を得た上で、具体的な申請手続きに入りました。

とは言っても、まったく初めての経験でしたので、①生活保護が認められるための条件とは？②申請する時の注意点は？③必要書類は？などについて、生活保護申請の体験がある、福祉関係者、ケースワーカー、当法人の先輩会員、更には市役所の福祉担当課等に尋ねて、一つひとつ教えていただきました。

その甲斐あってか、生活保護申請に必要な書類として、①預貯金通帳証書(印鑑を含む)全部、②前三ヶ月分の給与明細書、③年金手帳・年金証書・年金改定通知書、④健康保険証・介護保険証・後期高齢者医療保険証、⑤借家の賃貸借契約書、⑥身体障害者手帳などを全部揃えることができました。

そして、私一人で市役所福祉担当課に出向き、担当者に書類を見ていただき、不備な点、修正すべき点等を丁寧に教えていただきました。今思うと、まさに手作りの申請手続きでしたが、被保佐人に人並みの安定した生活を送らせたいというポジティブな気持ちで、自分を支えてくれたのではないかと思います。

約一ヶ月後、市役所の福祉担当課から私に、生活保護が承認された旨の電話連絡があったときの嬉しさは、何とも言いようのない充実感で一杯でした。

直ちに故森山理事長に報告したところ、理事長からは、よく頑張ったね、これで本人も安心だね、と労いの言葉をいただきました。

生活保護受給は、まさに財産管理の一つですが、これにより被後見人が人並みの安定した生活を送ることができるようになったことから、「財産管理は身上保護のためにある」と言う言葉を、改めて感じる機会にもなりました。

故森山理事長には、後見事務について一からご指導いただきましたことについて感謝の気持ちで一杯です。

私の市民後見人としての恩送り

正会員 福村 金子

私が「後見制度」ということを知ったのは、ある医療機器販売の経営者の方が、急激に認知症が出てきたため施

設に入られ、弟が後見人になり家の売却をされた時で、初めて「成年後見人」という制度を知った。まさに始まったばかりの制度であったことを思い出す。

そこで、二〇〇七年に当法人の研修を受けて、現在まで筑紫出張所で研鑽を積みながら「あること」に心を置いて日々を過ごしてきました。それは、働き盛りの夫が病気になる、会社経営を続けるために必死で病気を隠し、業者、職人にそのことを悟られないようしていたつもりが、葬儀の時、「知っていた」と伺い、知らないふりをしてさりげなく手伝って下さっていたことがわかった。その時、夫の「人を大事にする」と、「困っている人がいれば、できる範囲で助けること」が、人としていかに大切か心に染みた時でした。

私が、当法人で最初に携わった事件は、親族任意後見人の後見監督人を引き受けた事案であった。ところが、その親族が心労で倒れられたため、親族の代わりに監督人が、後見人として終末期の対応をせざるを得ない状況となり、公正証書をもって、尊厳死を希望されている事を主治医に示すことがい

つなのか不安であったが、その時はすぐに来た。医者は生命の終末期が来たことはわかるようで、詳細を説明していただき、本人の希望を公正証書を見せながら伝えると「解りました、自然に任せるといいことですね。」と本人の意思を尊重して対応された。穏やかな看取りであった。

またある方の時は、後見型委任契約の担当になった時である。戦後の厳しい時代を生きた方で、交際範囲が広く、言葉もはつきりした方が、少し不安になり契約の「申出」をされたときであった。率直な気持であったと今でも思う。それは、「昨日、誰が来たか分からない、料理の手順が分からず、店屋物ばかりでお金の勘定が分からず、言われる通り払うとすぐ、財布のお金がなくなる。」と、訴えられたが、今後は、預金通帳などを預かることになると伝えると、なお、不安な顔をされたことが、後日の、担当者と本人との戦いとも思えるほどの対応であった。「申出書」を頂くまでに本人の不安な気持ちだが、当職に矢となつて飛んで来たのである。それは、真夏の部屋にエアコンも付けず食事も満足ではないと思われ、人命を優先

任意後見「移行型」の職務

正会員 石井 喬志

するために、当時、本人の妹さんや理事長に相談しながら、誰も近づかないようにして、陰で毎日観察をし、食堂の配達の方にも本人の状態を見ていただきながら、本人から「どこでもいいので、施設に行きたい。」と言われるまで待った。判断能力が低下しつつある自覚のない方を担当するということは、命と命の戦いのようなもので、その後、アクシデントがあり、親子喧嘩のようなこともあったが、亡くなる二年程前から「我がまま言うてごめんね。ありがとうね。」との言葉で、契約時の穏やかな本人に戻られたような気がした。看取りには間に合わなかったが、その人らしい献体の形でお別れであった。親族と本人とのお別れもでき、九大病院の搬送車で旅立たれ、五年後に親族のもとに帰られた。

その後の後見活動で、六人を見送ったが、市民後見人として、身上保護を重点にとは、それぞれの人生に寄り添った対応でないとできないことが分かった。私の十七年間の記憶です。恩送りできたかな？

前任者からの引継ぎでAさんと初めてお会いし自己紹介をしました。「あら、私と十六才違うのね」。暗算でメイサンでした。こんな会話から始まり、Aさんと相性も良かったのでしよう、職務担当者の辞令を戴きました。

委任契約及び任意後見契約のこの時点では、「見守り」段階で電話での身上保護でした。月一回の電話確認でしたが、声のトーンで気になれば何回も電話しました。しばらくして、契約の「身上保護」効力発効の申し出があり、月に一回の病院と銀行への同行を始めることになりました。が、財産管理はご本人が行うことと「委任事務の分掌」となりました。月一回の同行で良いとのことですが、高齢でもあり週一回程度の身体具合をお聞きしたり、台風が来るときは雨戸の戸締りを注意したりしました。緊急性の身上保護の心配もあってか、ご本人から自宅のカギの預け申し出があり、これには文

書の「預かり証」を提出しました。

心も通い始めてきましたので、これからの人生をどんな形で暮らすのか、二人で人生会議を笑いながら計画しました。半年に一回、本部に後見日誌と財産管理事務内容を報告しなければならぬので、契約にある財産の確認をお聞きすると、不整合があります。ご本人が処理されている財産管理については、預金通帳や金融証券を見せていただき、現在の資産を認識していただき、月々の生活費と収入を一覧表にして、これからの人生にどれくらいの資源が必要か二人で検討しました。

契約には死後事務委任契約も添えてあり、葬儀方式まで指示された、しつかり者です。出来るだけ独りで生活したいと自立の日常でしたが、自宅ですみずき肋骨を傷め入院治療となりました。病院の支払いが生じると、預金通帳を渡されて「財産管理」の一部を委任する申し出がありました。ここでも銀行預金通帳の預かり書を発行しました。退院後は、自宅生活に自信がないということで施設入所を希望され、この先の人生計

画の自宅で生活するライフスタイルに修正が生まれました。パーキンソン症状も併発されて地域包括支援センターで要支援二の介護認定となりました。更に、体を動かす不自由度が増して介護認定が要介護三となり、ケアマネジャーや施設の介護士の方々とケアプランを作成してデイケアを週三回にして、体を動かすことと認知症予防を心がけました。小学生の時算盤の選手だった話を聞いていましたので、算盤を差し入れると喜ばれ、デイケアでは名人になりました。食べることも生きがいになるので週一回好物の乳製品を七分持ち込みましたが、本数が残ったり、二日に複数本飲んだりを見て体調を知ることができました。年賀状リストをお預かりしましたのでAさんと相談し夏と年賀状に近況報告を書いて投函し、ご返事を読まれて喜ばれ、その方の思い出話に花が咲きました。

死後事務に参列者を指名してあります。そのご兄弟も亡くなられていたため、甥姪の方々にAさんの近況を知らせました。

今は病院での療養生活になり食欲はありますが、私の

顔も分かるときと分からない時もあります。月に一〜二回の面会の際には看護師に日常の体調をお聞きし、担当医師とは半年毎に容態をお聞きしています。痛みがない療養を医師と私との間で確認しています。Aさんの職務担当者になり五年となります。移行型と死後事務委任契約に沿って寄り添った身上保護をこれからも心がけます。

Aさんと当法人との出会いは平成十九年七月で、その当時の相談票が残っています。契約まで約一年をかけたその間の相談票には、Aさんからの聞き取りでこの先どんな生活がしたいのか、支えにはどんなことがしてほしいのか、詳細に細かく鉛筆で記されています。相談票作成者は故森山理事長で、この鉛筆の記述は、私が職務担当者として身上保護を行うバイブルとしています。(合掌)



森山先生 さようなら

正会員 中島 信男

投稿の機会を頂き有難うございます。覚悟はしていたが森山先生の死はショックでした。先生の偉業等は、四十号に投稿されており興味と関心を持って読みました。経歴を話さない先生については公証人OB程度しか知りませんでした。私の投稿は、ちよつと別の面から書きたいと思います。

二十年前、二回目の後見人育成研修に漏れた私は事務所に先生を訪ねました。前後の経緯は覚えていませんが、山本先生の案内で森山先生とお会いしました。その時の印象は、インターネットに載っている、あの写真の顔の森山先生でした。全身からあふれんばかりの笑顔の先生でした。先生から次の育成研修を受けてくださいと言われた事が先生との始まりです。私は、福祉に従事される方は自然とふくよかな笑顔になるものと思いました。

懐つこい笑顔に一瞬で魅了されました。二回目の育成研修を修了した私は、会員になり毎月勉強を続けました。受講者は一、二回生で講師は森山先生でした。今思うと先生は大変な情熱家で努力家でした。私は公務員の時に、障害者が関係する事件の処理をしたことがあります。勉強が進むにつれ障害者の置かれた社会的立場が解り勉強が面白くなりました。

出です。こんな関係から、先生の指示で安心ネット内に障害者研究会を作ることになり世話役になりました。最初の仕事は、佐川急便が出す一〇〇万円の補助金を貰う仕事と、別のある仕事でした。大変な苦勞をしたのを覚えています。結局二つともダメでした。当時は資金的に苦勞した時期と思います。

その頃になると、先生の信念や姿勢がおぼろげに解るようになりました。例えば、政治と宗教の話は絶対持ち込まない、法律の裏付を明確にし、理詰めで物事を進める、既存の説にとらわれない斬新な説を打ち立てるなど、いろいろなことを学びました。公務員時代の私は、融和団結と義理、人情の中で仕事をしていました。それと真逆で孤高で合理一筋の先生の態度は輝いて見えました。そして、あの笑顔の裏には強烈な個性があり、仕事に対する強い責任感と信念などを、ひしひしと感じました。優柔不断で芯のない私には魅力でした。

その事は、一方では、マイナスもありました。この二十年の間には、一緒に苦勞した人

が去っていくこともありましたが、私は複雑な気持ちでした。これも人間社会の何かの縁、業と思いい心を静めました。

今日まで私が続けられた一番の理由は、障害者の純真な心に触れた事です、情が移った、それです。

今は、多くの機会を与えてくださった森山先生に感謝の日々です。長い間有難うございました。

森山彰元理事長と 歩んだ十八年間

NPO法人地域生活死後事務
安心サポートネット

副理事長 安田 豊

高齢者・障害者安心サポートネットを平成十六年に設立され、最後まで理事長を務められました森山先生が四月にご逝去されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

私は平成十八年二月、四月に行われた第一回市民後見人育成研修を受講し、研修履修後毎月の後見人実務研究会にも欠かさず出席し、

三年後の平成二十二年に高齢の成年被後見人の職務担当者として受任しました。

三年間勉強して、それなりに職務は遂行できると思っていました。が、実務では判断に迷う事が多く、森山先生や諸先輩の指導のおかげで何とか職務を果たせました。

その方は八八歳女性。認知症とその周辺症状の悪化で入院中、当初は車椅子生活でした。受任してから一年半後、胃妻となりました。実妹が迷いながらも同意しましたが、胃瘻造設後、亡くなるまでの三年半は寝たきりで、問いかけにも反応が無いことも多かったのですが、「死にたい、殺して」と言われた時は、後見人には同意権は無いものの、実妹に「延命治療はすべきでない」と強く助言出来なかったことを後悔しました。

その後、高齢女性の成年後見人を受任(死亡により後見終了)、現在は知的障害B二の五十代男性二名の成年後見人をしていますが、意思決定支援の難しさを感じています。

さて、NPO法人地域生活・死後事務安心サポート

は死後事務研究会として平成二一年に民法上の組合の形で発足し、安心サポートネットの成年被後見人や死後事務委任契約者の死後事務の一部としての葬儀・納骨・遺留品の処分、住居内外の存置物の処分などを行ってきました。

葬儀、火葬では、重い障害をお持ちの一人息子だけのお見送りであったり、遠く関東からも通夜、葬儀に参列される親族がいたり様々です。加えてお部屋の整理をしていると、故人の人生の来し方が偲べれます。

死後事務を履行するに当たっては、死亡届はもちろん、相続人との関係や契約解除の問題など、法律を確かめながら行うことが必要ですし、故人の遺志や遺族の希望を尊重しつつ、葬儀社の言いなりにならないようにするなど、森山先生には教えられることばかりでした。

また、当法人については、最後まで大変気にか

られていました。その思いに
応えられるように活動して
まいります。



「正会員としての 十四年間」

正会員 斎藤 睦夫

平成二二年(二〇一〇年)九月に第三回市民後見人育成研修を修了して十四年有余、当法人正会員として市民後見人活動を微力ではありますがが続けております。これもひとえに故森山理事長をはじめ当法人本部スタッフのご指導、そして正会員の皆様のご協力のおかげと感謝申し上げます。

介護保険法が始まる二年前に、五三歳で高齢者介護の世界に飛び込み十数年を訪問介護員、入居(入所)

施設、デイサービス(デイケア)等に介護職として従事、現在も介護事業所に月十日程度、後方スタッフとして勤務しています。

後見人職務担当者として業務を遂行する中で、介護職として積み重ねた経験と知識が、大いに役立っていることを実感しています。

介護では「どうしたらご利用者の生活が向上するか」、「ご利用者にとって、どの選択肢がベターか」を常に同僚のスタッフと話し合いながら進めてきました。

そして何より大切なことは、「利用者」と「信頼関係を築く(フボールの形成)」ということなのです。これには「傾聴」「受容」「共感的理解」をもつて接していくこと、と学びました。

このことは、「常に委任者に寄り添い、委任者の気持ちになつて考え、不利益を被らないようにしていく」、そして「委任者の家族に対しても、気配りを忘れない」という、当法人の後見人としての身上保護の考え方に相通じています。

私は育成研修終了の二年后から、職務担当者として二件(成年後見と任意後見を受け持った後、現在は成年後見(三年目)と任意後見移行型(五年目)の女性二名の方を担当しています。

お一人(九三歳)は、現在有料老人ホームに入居中で、英語が堪能だそうで、私も下手ではありますが、面会のたびに短い時間ですが日本語を交えて簡単な英語で挨拶を交わします。

「How are you?」

「Can I help you?」

「No thank you」

「Very good!」

「Good bye!」

「See you again!」

等々、会話しているうちに、表情が優しくなっていくます。ときどき機嫌が悪いと「Shut up! (シャップ)」も聞かれますが、日ごろはマイペース、柔和で元氣に過ごしています。

もうお一人(七一歳)は、この方も有料老人ホームに入居中ですが、ステータスが高く、福岡であれば「天神」、学歴では「一流大学・高

校」、会社は「一流企業」、食事は「高級フレンチフルコース」と言ったところでしょうか。

そして今は、ご本人のステータスに合った「介護付き有料老人ホーム」への転居を検討中です。

このお二人のこれからを通し職務担当者として、私のモットーである「ときめき」を感じて今の活動や仕事を楽しみながら、衰えてきた「知力・体力・気力」のS・O・S(私なりの)信号を受信するまで市民後見人活動を続けていきたいと思っています。

これからもよろしく願っています。



認知症初期から
末期まで

正会員 井上 清子

私が最初に職務担当者になった方は、平成十六年九月二九日に当法人を委任者とする任意後見契約をされたMさんであつた。本人は平成十九年一月腰椎骨折で入院し、平成二十三年三月よりアルツハイマー型認知症・うつ病などの症状で回復の可能性がないので成年後見人が必要との診断が医師より出されていた。

ご主人より任意後見監督人の選任手続きをとつてほしいとの依頼があり、平成二十四年八月二二日、裁判所より司法書士が任意後見監督人に選任され、当職が職務担当者としての後見活動が始まった。

当職がご主人を介して本人と面会した当初は、本人は認知症とは思えないほど明るい声でよろしくお願ひしますと話されていたが、その後六ヶ月過ぎた頃になると、看護師にお金や指輪が無

くなつたと話すなど、認知力の低下が進んでいるようになった。その上、平成二六年九月には腎結石砕石手術を、同年十二月には子宮腫瘍腫のため、カテーテルで排膿するなど、いろいろな手術を余儀なくされた。

その後、本人はアルツハイマー認知力の低下、うつ病、パーキンソン症状による見当識障害による混乱が出てきた。本人に面会すると、子供の頃の話になつて、仲のよかつたご主人の話はしなくなつた。

平成二十七年十二月十一日、本人の担当看護師より電話があり、ご主人がS病院に入院したとの連絡があつた。当職はすぐに病院に行くと、看護師より大動脈解離による出血で死亡したとの連絡があり、医師の説明があるので少し待つように言われた。待つっていると警察の刑事にいろいろ質問され、当職は状況がつかめないのとして死んだのか聞いたところ、ご主人は車に乗つて死亡されたということとで交通課の質問も受けた。喪主はご主人の弟

がすることになり、当職は遺言書があると思うので探してほしいと依頼した。当職は葬儀の日に遺言書、通帳、保険証を受け取り、遺言書に關しては四九日に説明しますと親族の了解をとつた。ご主人の死亡は本人に話さず時期を見て話すことにした。遺言執行者は本人になつてしたが、本人の認知症の症状が悪く執行できないので、任意後見人を執行者とするため、平成二八年三月九日、家庭裁判所において公正証書遺言の執行者として任意後見人を退任する旨の審判を得て、やつと葬儀代の支払いをすることができた。

本人の遺族年金に必要な書類をそろえて東福岡年金事務所に行き遺族年金の手続きをし、ご主人名義の土地・家屋相続登記依頼を司法書士事務所に依頼した。また、本人の自宅管理をNPO法人地域生活・死後事務安心サポートネットに依頼、さらに福津市役所に行き介護保険の住所を後見人法人の住所に変更した。

病院に行き本人に面会す

ると、本人は最近リハビリしているせいか車いすへの移動が上手になつていた。本人が急に老人ホームに入れますかと聞いてきたので、N老人ホームに入れますよと話すと喜んでニッコリ笑われ、当職がリハビリをしつかりして、車いすへの移動がもつと上手になるといいですねと話すと「はいがんばります」と言われた。当職は担当医に、本人は老人ホームに入りたいと希望していることを話すと、尿路感染を起こしやすいので内科的管理が必要、認知症によるADL低下があるが、気をつければ有料老人ホームG苑に入居できると話された。自宅の売却を不動産会社に依頼し売却できたので、G苑の住所に変更するため当職は古賀市役所に行き、福津市から古賀市への住所変更を行った。老人ホームでの本人の生活は、午前十時から午後三時三十分までデイサービスで、本人は喜んでデイサービスに参加していた。当職が面会に行くと本人が喜んで「自分の部屋ができてトイレもありま

すよ」と部屋に案内してくれ、面会は夕方までになった。本人はとても明るく、食事ができない人の手伝いをしたりするようになった。

入所して六ヶ月が過ぎた頃、風邪をひいて肺炎になり一週間入院、痰の吸引をするようになった。デイケアにも行かなくなつたので、朝夕介護士のヘルパーを依頼した。痰の吸引がひどくなり入院になつたが、病院の担当医が誤嚥性肺炎になつていたので、老人ホームには入所できないとの説明があつた。当職は老人ホームG苑を退去することにし、NPO法人地域生活・死後事務安心サポートネットに老人ホームG苑の本人の部屋の荷物を処分してほしいと依頼した。病院に行き、本人に面会、担当医の話では肺炎もだいぶよくなつており、食事は食べる時と食べない時があるが、泌尿器科に行つて腎結石砕石術後の検査をしてほしいと話があつた。介護タクシーで泌尿器科へ行き、尿検腹部超音波検査、腎臓膀胱XIP検査をした。前回と

あまり変わらないと担当医の説明があった。

平成三十年十二月末よりインフルエンザの感染予防のため、面会禁止になっていたため、平成三十一年一月二日になって、やっと本人に面会することができた。病院に行くことができなかった。担当医から「肺炎になったようです。今回はHbと血中アルブミンが最低基準よりかなり低くなっております。栄養失調の状態のため、抗生物質を投与します。前回のように回復してくるというのですが」と説明があった。本人の病室に行き「痛いところはないですか」と聞いたところ、「どこも痛くない、きつい」と話された。また、「熱が下がると良くなりますよ」と話したところ、「そうです、ね、いつもありがと」と話された。また来ますねと言つて病室を後にしたが、本人と話ができたのはこの日が最後に……。

病院の担当看護師から「本人が午前一時三十分呼吸困難になり午前三時六分に当直医より死亡が確認された。」、遺体引取の時間がわかれば連絡してほしいとの電話が午前

三時二〇分にあつた。当職は森山理事長にMさんが午前三時六分に死亡したことを伝えると、森山理事長より葬儀場所が決まっていれば葬儀社と喪主に電話するように指示があつた。当職は葬儀社に遺体引取りの時間を聞いて病院に行き、また喪主にMさんが死亡したことを電話した。

当職の後見日誌の最後に「長い間、苦労様」と森山理事長の記入があつた。八年間の後見で私はいろんなことを学ぶことができた。森山理事長には感謝しています。

サポートネット基金 を充実しよう!

困窮して障害者後見や任意後見の利用が困難な人達の支援が目的。
是非とも、基金への拠出を呼びかけよう!

(一) 宗像地区・ 市民後見人育 成研修開講式

令和六年六月から十一月の間で十日間、総研修時間五十時間、宗像市役所会議室で開催された標記研修会が終了。受講生三九名のうち三七名に理事長から修了証書が手渡されました。

本研修は、充実した講師陣による幅広い講義内容と実践的なゼミナールから構成されたカリキュラムになっており、毎回、熱心に取り組む講師と受講生で活気に溢れていました。終了後の受講生のアンケート結果では、「大変満足」と「ほぼ満足の合計が九十七%となっており、大変好評だったことが伺えます。

研修修了者の中から、既に十名程度が正会員として入会されています。今後も研鑽をつみ、これからの超高齢社会を支える市民後見人として活躍されることを期待いたします。

トピックス

(二) 宗像出張所の 新設

当法人の長年の念願だった宗像出張所の新設が実現し、十一月二日、宗像地区・市民後見人育成研修開講式の後、宗像市役所近くにある新事務所にて開所式が行われた。

宗像出張所の組織及び運用に関しては、既に体制を整えて、相談や業務を開始している。今後は、この出張所を拠点にした市民後見NPOを設立する予定である。このNPOが立ち上げれば、宗像市を中心とした地域に、身上保護重視の後見が実施され、地域福祉の向上や地域共生社会の構築にも大いに貢献できるものと期待されている。



プロジェクト関連

第十回任意後見委任者との親睦会「九州国立博物館を訪れる会」

十一月六日(水)、当法人と任意後見契約を締結しておられる方々との交流会が、太宰府天満宮に隣接した「九州国立博物館」で開催されました。委任者一六人、当法人会員等二四人、合計四十人の参加者のもと、相互の親睦を深めることができました。

当日は、好天に恵まれ、森山前理事長の奥様も参加されました。午前十時五十分にエントランスホールに集合、記念写真を撮った後、四班に分かれて、ボランティアガイドによる文化交流展示館の案内をしてもらいました。当館は、旧石器時代から江戸時代までの文化交を物語る作品が展示されていました。

その後、十二時頃から博物館内レストランで

「黒毛和牛・小鍋すきやき」の会食が始まりました。最初に、豊留理事長から、「森山理事長と奥様には長いこと二十年間もお世話になりありがとうございます」との挨拶があり、十三時半頃閉会・解散となりました。

二十一年間の教えを基に森山イズムを受け継ぎ、皆様のお世話を一生懸命させていただきます。安心サポートネットを皆様に支えていただきながら、しっかりと歩み続けていきたいと思ひます。皆様には健康に気をつけてお過ごしください。来年もお元気で懇親会に参加していただけることを楽しみにしています。」との挨拶がなされました。各テーブルで会話の花が咲き、会場が盛り上がりつつありました。

最後に樋口副理事長から、「終活には、終わりに対する備えと活(生)きるための備えがありま

すが、任意後見移行型は生きるための備えです。今後とも皆様のご期待に沿えられるよう更なる努力精進をまいりますので、今後ともご支援いただき、来年もお元気で再会しましょう。」との挨拶があり、十三時半頃閉会・解散となりました。



親睦会「九州国立博物館を訪れる会」

創立以来二十年間、又は最近五年間の事件数・事業収入などの動向

創立二十周年の記念すべき節目に、各種統計データをグラフにして表し、本法人の創立以来の動向を明らかにして、次の時代の参考にしたい。

図1、2は、二〇〇四年から二〇二三年までの第一種事件処理件数及び第二種事件受任件数の推移を示している。年度を経るに従い、第一種事件処理件数及び第二種事件受任件数はいずれも増加しているが、特に、第二種事件受任件数の増加が著しくなっている。

図3は、創立十五周年以降、最近五年間の年度別の第二種事件受任件数の種別ごとの件数を示している。令和の年度からは、法定後見人受任件数の増加よりも任意後見移行型の件数が増加しているが、これは当法人が任意後見移行型に基軸を移した結果によるものと思料される。

図4は、最近五年間の年度別の収入内訳を示している。第一種事件と第二種事件の事業収入の合計が全収入の大部分を占めており、安定的に高水準で推移している。なお、第二種事件の収入は、本法人が取得する定率会費の合計である。

図5は、各年度の貸借対照表から得られる正味財産合計の推移を過去二十年間について示したものである。

創立十五周年から本法人は展開期(二〇一九年(二〇二三年)に入り、この令和の時代における正味財産額は急激に増加しているが、その多くは遺贈による収入である。

図6は、最近五年間の無料相談件数の推移を、福岡本部、筑紫出張所、NPO久留米、それらの合計について示している。合計は全体的に、ほぼ横ばいから少し増加する傾向が見受けられる。相談件数は筑紫出張所が圧倒的に多く、毎回十〜十五人が相談にいられている状況である。

図1

第一種事件処理件数

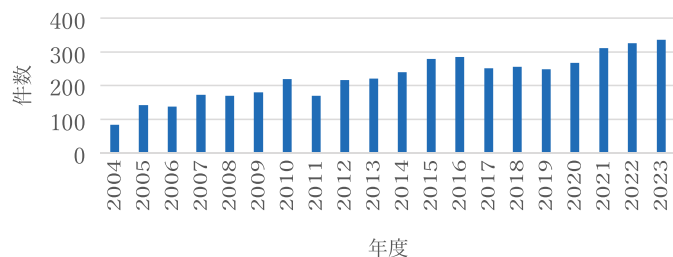


図2

第二種事件受任件数

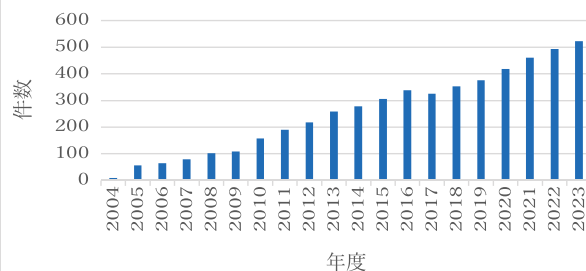


図3

第二種事件受任件数

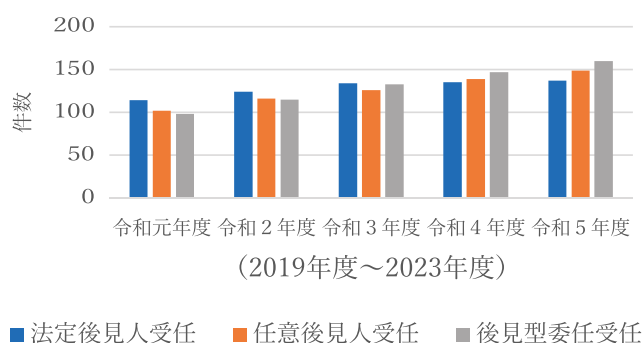


図4

収入内訳

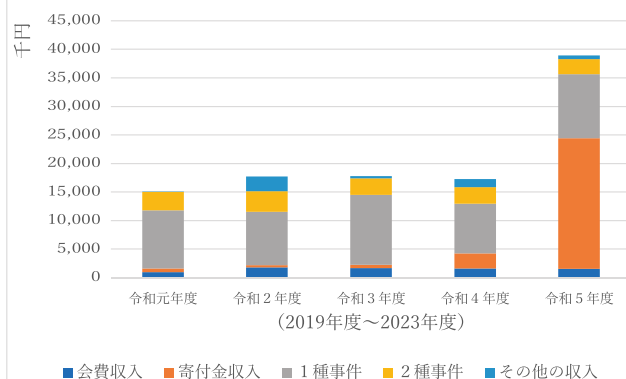


図5

正味財産額

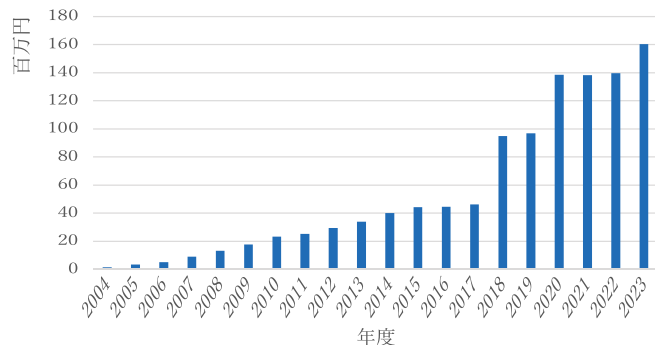


図6

無料相談件数



正会員、賛助会員募集のお知らせ！

賛助会員を募集！

成年後見人制度の
活性化に尽力する当法人
をご支援願います。

応募詳細はホームページ
に記載しています。

<http://anshin-net.jp/>



正会員を募集！

高齢者・障害者の福祉を支えるやり甲斐のある
お仕事です。心から歓迎します。

安心サポートネット・グループ事件処理表

令和6年10月末日現在

		福岡本部受託				筑紫出張所受託				NPO 久留米受託				合計		
		本部処理		会員配分		筑紫処理		会員配分		久留米処理		会員配分				
		既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	計
第1種	遺産分割協議支援	2	1			5	0			0	0			7	1	8
	遺言支援	4	2(2)			4	0			4	2			12	4(2)	16(2)
	法定後見開始申立支援	0	0			2	1			1	0			3	1	4
	任意後見契約の締結支援	1	1			1	3(1)			1	2			3	6(1)	9(1)
	任意後見移行型締結支援	1	1			1	3(1)			1	2			3	6(1)	9(1)
	後見監督人選任申立	1	0			0	0			0	0			1	0	1
	相続・表示等登記	0	0	2		0	0	7	0	0	0			9	0	9
	遺言執行者受任	1	39(3)			2	85(11)			1	5			4	129(14)	133(14)
	死後事務処理契約支援	1	47(2)			5	40(5)			0	3			6	90(7)	96(7)
	その他(不動産売却・講演等)	2	0		1	1	3	3	2	2	0			8	6	14
合計		13	91(7)	2	1	21	135(18)	10	2	10	14	0	0	56	243(25)	299(25)

※第1種（ ）書きは、取下げ等により年度途中で終了したもの。<内数>

		就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	計
第2種	法定後見人受任	46(37)		6(5)		73(57)	0	7(6)		5				137(105)	0	137(105)
	法定後見監督人受任													0	0	0
	任意後見人受任	4(3)	72(21)		1(1)	14(8)	57(20)	2(1)			1			20(12)	131(42)	151(54)
	任意後見監督人受任	1(1)				6(5)	0							7(6)	0	7(6)
	後見型委任受任	28(22)	55(13)	1(1)		22(22)	53(16)				1			51(45)	109(29)	160(74)
	その他(財産管理人等)	37(27)		6(4)		20(17)	3(2)	8(4)						71(52)	3(2)	74(54)
	合計	116(90)	127(34)	13(10)	1(1)	135(109)	113(38)	17(11)	0	5	2	0	0	286(220)	243(73)	529(293)

※第2種（ ）書きは、中途死亡・任期満了等により終了したもの。<内数>

相談件数	特別相談会	42	63	9	114
	常設相談会	4	51	16	71
	合計	46	114	25	185



（令和六年五月一日～令和六年十月三日まで）

蒲池 好登 様
森川 浩一 様
出口 洋子 様
工藤 一雄 様
池田 ちえ子 様
進藤 美菜 様
白石 弥生 様
妹尾 しのぶ 様
畑 諒太 様
羽地 良一 様
屋形 睦子 様
吉田 毅 様

正会員加入者

当法人が更に一層充実、発展の道をたどるためには、会員の増強は必須です。新会員獲得に向けて、皆様方の更なるご協力をお願いいたします。

新会員獲得

告知板

寄付者紹介（敬称略）

有難うございました。ご寄付をいただいたお気持ちを大切に活かしてまいります。令和六年五月一日～令和六年十月三日まで、NPO安心サポート福岡受領分

大野城市 森 拓也 五千円

福岡市 古賀 ナツエ 二万円

福岡市 高橋 三枝子 五万円

匿名希望 一万五千二百五十円

札幌市 山本 代富 一万円

福岡市 山本 和順 四万円

筑紫野市 森山 滯子 十万円

春日市 真島 洋子 一万円

春日市 隈上 軍勇 一万円

春日市 上原 ケイ子 一万円

匿名希望 二万円

宗像市 有田 晴子 五千円

合計 金 二六万九千二百五十円 十二名

編集後記

創立二十周年記念として第三九号を上梓したが、その続編として、本号では「創立二十周年に寄せて」として、会員からの原稿を掲載した。また、過去二十年間の業務統計データをグラフで表し、その動向を可視化してみた。

昨年末、後見人実務研究会で、「認知症」の話を聞いた。最新の調査によると、八十代前半は四割、後半になると六割が「軽度認知障害（MCI）」も含めた認知症の当事者だという。超高齢社会では、もう誰でも家族や自分が認知症になる可能性があるとのこと。EQ（感情の知能指数）を鍛えて、認知症の人たちが生きている世界、見えている景色を理解し、どんなことが脳の中で起きているのかを想像しながら、認知症の方へ接していきたい。

編集担当として、多くの方に「寄稿いただきましたことを、心から感謝申し上げます。」

（松永 記）